

議第53号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同項中」を「同条第1項中」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第22条第1項の」を「第22条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

三島市長 豊岡 武士